

国名	対応
タイ	現在のところ特別対応の情報はない。
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の機能は残し、3月16日から4月15日まで閉庁。同期間中の紙媒体での提出は受け付けない。 ・商標、特許、実用新案、意匠とも、電子出願は引き続き受付可能。 ・2020年3月16日から4月14日に期限を迎える意見書、異議申立期間の延長申請を含む文書提出および料金支払いについては、期限から30日延長できるものとする。 ・閉庁期間中のヒアリング（仲裁を含む）、セミナー、会合は全て延期・中止。 ・閉庁期間中の真正認証謄本の申請は受け付けない。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・3月18日から3月31日までカスタマーサービスカウンターを閉鎖。 ・同期間中の紙媒体での提出は受け付けない。 ・電子出願は引き続き受付可能。ただし、商標は新規出願の受付のみ。新規のユーザー登録は最長5日間で完了。 ・著作権の登録申請は3月31日まで停止。 ・優先権主張に係る紙媒体での申請は4月1日まで期限を延長。 ・業務停止期間中に期限を迎える不服申立、異議申立、支払いについては、期限を4月30日まで延長。 ・マドリッド議定書に基づく国際商標出願は、3月31日まで停止。 ・3月31日まで真正認証謄本の申請は受け付けない。 ・特許および意匠の年金支払い期限は2020年4月1日まで延長。 ・2019年12月27日から2020年3月27日までの商標の更新は、4月30日まで延長。 ・3月31日までに予定していたヒアリング、イベント、セミナーは全て中止。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・4月15日より前にを予定している特許、意匠案件のヒアリングを、ビデオ会議によるヒアリングとする。ビデオ会議に同意することができない出願人は、ヒアリングの日程を4月15日以降に延期する。 ・4月15日以降に予定しているヒアリングは予定通り実施する。 ・1970年特許法に基づく全ての手続の期限は、申請書と共に期限延長申請を行うことにより延長される。前記申請書は、コロナウィルスの終息した日から1か月以内に提出しなければならず、出願人は、Rule 6(6) of the Patent Rules, 2003の要件を満たす必要がある。 ・商標および意匠案件の期限については、現行の期限に従うものとする。
インドネシア	現地代理人に確認中
シンガポール	現地代理人に確認中
ベトナム	現地代理人に確認中
ミャンマー	現地代理人に確認中
カンボジア	現地代理人に確認中
ラオス	現地代理人に確認中